

転居費用補助

住居確保給付金のしおり



世帯員の減少、離職等によって住居を喪失
又はそのおそれのある方へ

～住居確保給付金（転居費用補助）のご案内～

も く じ

- 転居費用補助について 1
- 転居費用補助の対象者 1～2
- 転居費用補助の対象経費 3
- 転居費用補助の申請に必要な書類 3～4
- 住居確保給付金申請から支給決定まで 5
- 転居後について 6
- 転居費用補助を徴収する場合があります

転居費用補助について

世帯員の死亡、転出等又は離職、休業等により経済的に困窮し、住居を喪失又は喪失するおそれがあり、家計改善のため、転居により家賃負担等を軽減する必要がある方を対象に転居費用を支給し、より安定した生活環境の実現に向けた支援を行います。

■支給額

転居に要する費用のうち、支給対象となる経費。ただし、転居先の住居が存在する市町村の住居扶助基準に基づく額に3を乗じた額を上限とする。

世帯人数に応じ、次の表のとおり（池田市に転居をする場合）。

世帯人数	支給限度額
単身世帯	117,000 円
2人世帯	141,000 円
3～5人世帯	153,000 円

■支給方法

原則不動産業者等への代理納付。

転居費用補助の対象者

下記すべての項目に該当する方

1. 申請時に同一の世帯に属する者の死亡、転出等又は離職、休業等により、世帯収入額が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失又は住居喪失のおそれがある。
2. 申請を行う月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内である。
3. 申請を行う月において、主たる生計維持者である。

4. 申請を行う月に、申請者および申請者と生計を一とする人の収入見込額の合計が、次の金額以下であること

単身世帯	92,000 円に家賃額（ただし 39,000 円が上限）を加算した額未満
2 人世帯	139,000 円に家賃額（ただし 47,000 円が上限）を加算した額未満
3 人世帯	172,000 円に家賃額（ただし 51,000 円が上限）を加算した額未満
4 人世帯	214,000 円に家賃額（ただし 51,000 円が上限）を加算した額未満
5 人世帯	255,000 円に家賃額（ただし 51,000 円が上限）を加算した額未満

5. 申請を行う月に、申請者および申請者と生計を一とする人の資産（現金、預貯金等）の合計が次の金額以下であること

（単身世帯：504,000 円 2 人世帯：780,000 円 3 人以上世帯：1,000,000 円）

6. 家計改善のため、次のいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であること。

- ・転居に伴って、申請者が賃借する住宅のひと月当たりの家賃額が減少し、家計全体の支出の削減が見込まれること。

- ・転居に伴って、申請者が賃借する住宅のひと月当たりの家賃額は増加するが、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。

7. 自治体等が実施する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する人が受けていないこと

8. 申請者及び生計を一とする人が暴力団員でないこと

転居費用補助の対象経費

支給対象となる経費

- ・ 転居先への家財の運搬費用
- ・ 転居先への住宅に係る初期費用
(礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料、鍵交換費用)
- ・ ハウスクリーニングなどの原状回復費
(転居前の住宅に係る費用を含む)

支給対象とならない経費

- ・ 敷金
- ・ 契約時に払う家賃（前家賃）
- ・ 家財や設備（風呂釜、エアコン等）の購入費用

転居費用補助の申請に必要な書類

1. 住居確保給付金支給申請書、住居確保給付金申請時確認書
2. 本人確認書類（次の本人確認書類のいずれか）※同居者全員分必要
運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票など
3. 世帯収入額が、申請日の属する月を起点に2年以内に著しく減少したことが確認できる書類の写し
4. 世帯収入が著しく減少する直前に、支給申請者と同一の世帯に属する者が死亡、転出等又は申請者若しくは支給申請者と同一の世帯に属する者が離職、休職等をしたことが確認できる書類の写し
5. 収入関係書類
申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し

例：年金金額のわかる書類、給与明細書、預貯金通帳の記帳ページ等
6. 預貯金関係書類
申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族の全ての金融機関の通帳等の写し
7. 要転居証明書
8. 賃貸住宅に居住している場合は賃貸借契約書、持ち家の場合は居住の維持に要する費用（固定資産税、火災保険等）の月額を確認できる書類。

9. 入居予定住宅に関する状況通知書（入居希望の住居が確定した後、不動産仲介業者に必要事項を記載されたもの）。

10. 初期費用の他に、転居に要する費用（家財の運搬費用、原状回復費用等）が見込まれる場合は、必要に応じて、その額及び内訳が確認できる書類。

さらに初期費用等が必要な場合は

「初期費用」の用意が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方につきましては、社会福祉協議会の「生活福祉資金」を ご相談ください。

① 生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付です。

（１）生活支援費：２人以上世帯／月 20 万円以内（単身／15 万円以内）

原則 3 か月以内（延長の場合あり）

（２）住宅入居費：40 万円以内

（３）一時生活再建費：60 万円以内

※ 貸付利子： 連帯保証人を立てる場合は無利子
連帯保証人を立てない場合は年 1.5%

※ 償還：据置期間（最終貸付日から 6 か月以内）経過後 10 年以内

② 生活福祉資金（緊急小口資金貸付）

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付です。

10 万円以内

貸付利子：無利子、連帯保証人不要

※ 償還：据置期間（最終貸付日から 2 か月以内）経過後 12 か月以内

詳細につきましては、池田市社会福祉協議会にてお問い合わせください。

池田市社会福祉協議会 072-751-0421

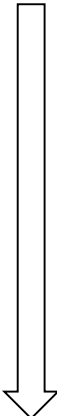
池田市城南3丁目1番40号 池田市保健福祉総合センター1階

住居確保給付金申請から支給決定まで

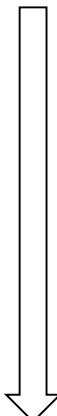
① 転居費用補助の申請

- 
- 申請書および必要書類を提出してください。（3～4 ページ記載 1～8の書類）
 - 「入居住宅に関する状況通知書」が交付されます。

② 入居予定住居の確保

- 
- 家計改善の支援を受けて示された家賃額をおおよその目安として、不動産仲介業者等に申請書の写しを提示して、当該業者を介して転居先の住居を探し、住居確保給付金の支給決定等を条件に入居可能な賃貸住居を確保してください。
 - 入居可能な住宅が確定した後、交付された「入居住宅に関する状況通知書」に必要事項を不動産仲介業者等に記載していただき、福祉生活相談窓口へ提出をしてください。
 - 初期費用の他に、転居に要する費用が見込まれる場合は必要に応じて、その額の内訳が確認できる書類を提出してください。

③ 審査

- 
- 申請書の審査は添付書類及び追加確認書類等が一式揃ってからとなります。
 - 初期費用等の支払期限や入居予定日、賃貸借契約日等については、審査や支給に要する期間等を考慮して、不動産仲介業者等と調整を行ってください。
 - 確保しようとする住居が、家計改善支援で示された家賃額を超える場合はご相談ください。
 - 審査では必要に応じて、支給申請者の資産および収入の状況について、法律に基づいて官公署に必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者の雇用主であった者に対し報告を求める場合があります。

④ 結果

- 審査の結果、申請内容が適切であると判断された場合、「住居確保給付金支給決定通知書」と併せて、「住居確保報告書」を交付します。

転居後について

住宅入居日から 7 日以内に「住居確保報告書」に賃貸借契約の写し及び新住所における住民票の写し、実際に支払った額を確認できる書類（領収書等）を添付して提出してください。

また、必要に応じて、転居先の住宅を訪問し、居住の実態や家計の改善状況の確認をする場合があります。

住居確保給付金は原則一人一回の支給です。

ただし、転居費用補助の受給後に、受給者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは受給者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により世帯収入が著しく減少し、かついずれもかつ従前の支給が終了した月の翌月から起算して 1 年を経過している場合であって、支給要件を満たしている方に限り、再支給を受けることができます。

転居費用補助を徴収する場合があります

転居費用補助の支給後に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合は、既に支給した給付については自治体が徴収します。

お問い合わせ先

福祉生活相談窓口（池田市役所健康福祉部生活福祉課）

TEL 072 (752) 1316 FAX 072 (752) 5234

受付時間 午前 9 時～午後 5 時



申請の際は事前に福祉生活相談窓口までご連絡いただき、必ず予約をお取りください。